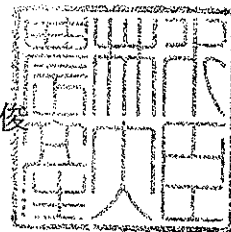


20林整整第119号  
平成20年 6月 12日

岩 手 県 知 事 殿

農林水産大臣 若林 正俊



平成20年度森林環境保全整備事業費補助金の交付決定の変更及び追加交付決定の通知について

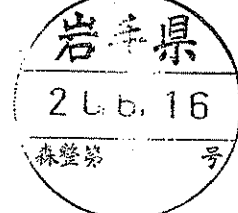
平成20年5月16日付け森整第186号をもって申請のあった平成20年度森林環境保全整備事業費補助金の変更及び追加交付申請については、申請のとおりこれを承認し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成20年5月12日付け20林整整第119号による交付決定通知の記の一部を下記のとおり変更したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 変更の対象となった事業の内容は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとし、その他については、平成20年5月12日付け20林整整第119号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金1,359,750,850円
補助金の額	金810,699,000円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとする。





















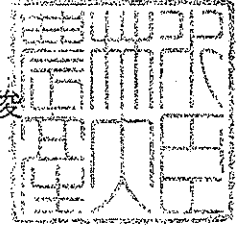




20林政経第112号  
平成20年6月20日

岩手県知事殿

農林水産大臣 若林 正俊



平成20年度森林・林業・木材産業づくり交付金の交付決定の通知について

平成20年6月6日付け林振第94号をもって申請のあった平成20年度森林・林業・木材産業づくり交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業は、平成20年6月6日付け林振第94号で申請（以下「申請書」という。）のあった森林・林業・木材産業づくり交付金事業とし、その内容は申請書の交付金事業の内容記載欄のとおりとする。
- 2 交付金事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付金事業の内容が変更された場合における交付金事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付金事業に要する経費	金96,626,000円
交付金の額	金93,247,000円



## 別紙1(様式第14号関係)

## 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業報告書

市町村名 陸前高田市

事業主体	事業内容	面積 (ha)	間伐率 (%)	事業費			コスト低減のための具体的な対応	問い合わせ所有者数	販売	
				見込 (A) (円)	実績 (B) (円)	差額 (A-B) (円)			数量 (m3)	収入 (円)
岩手県	切捨間伐	16.43	41% (平均)	3,811,000	3,811,000	0	伐採率を高くすることにより将来の施業コストの削減を図った。 複数の施工箇所を一括発注することにより諸経費の削減を図った。	—	—	—
		生出22 234-2-14 生出26 234-2-21 生出27 234-2-24 生出29 234-3-22								
		生出30 234-3-25 生出31 234-3-26 生出32 234-3-28 生出33 234-3-29								

注：1 事業内容の欄には、実際に実施した作業の種類を記載する。【例：間伐（切捨・搬出）、作業路開設、関連条件整備】

注：2 事業費の見込の欄には交付金交付契約額（事業量×定額単価）を、事業費の実績の欄には精算額を記載する。

注：3 本事業におけるコスト低減や、森林所有者への問い合わせ状況のわかる具体的な資料を添付するものとする。

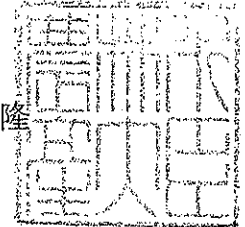
注：4 事業による経費の負担が事業主体に発生する場合で、伐採木の販売収入の一部又は全部により相殺することを、事業主体と森林所有者との間で取り決めている場合、その内容がわかる資料を添付するものとする。



21林整整第110号  
平成21年11月26日

岩 手 県 知 事 殿

農林水産大臣 赤 松 広 隆



平成21年度森林環境保全整備事業費補助金の交付決定の変更及び追加交付決定の通知について（第4次）

平成21年11月11日付け道建第192号をもって申請のあった平成21年度森林環境保全整備事業費補助金の変更及び追加交付申請については、申請のとおりこれを承認し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成21年11月9日付け21林整整第110号による交付決定通知の記の一部を下記のとおり変更したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 変更の対象となった事業の内容は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとし、その他については、平成21年11月9日付け21林整整第110号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金1,889,882,472円
補助金の額	金1,055,280,000円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとする。

